

広島県告示第九百号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定によって、二級河川本郷川水系河川整備計画を令和二年五月二十二日に定めた。

その関係図書は、広島県土木建築局道路河川管理課及び河川課並びに広島県東部建設事務所及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年八月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦